

# ETF 多様化のための 告示改正<確定版>

制度調査部  
金本 悠希

## 新たに 22 の指数を ETF の株価指数として指定

### 【要約】

- 2008年2月7日、金融庁はETFの拡大を認める告示改正を行った。
- 改正内容は、ETFの対象となる株価指数として22の指数を新たに追加するものである。

(注) 本稿は、拙稿「ETF多様化のための告示改正案」(2008年1月9日付DIR制度調査部情報)の確定版である。

### ETF 多様化のための告示改正案

- ETF (Exchange Traded Fund) とは、株価指数連動型上場投資信託と呼ばれる現物拋出型の投資信託である。
- ETF が連動する株価指数は、金融庁長官が指定するものに限定されている(投資信託及び投資法人に関する法律8条1項、投資信託及び投資法人に関する法律施行令12条2号)。
- 2007年12月19日、金融庁は、ETFの連動対象として金融庁長官が指定する株価指数を拡大する告示の改正案<sup>1</sup>を公表してパブリック・コメントに付し、2008年2月7日に正式な改正内容<sup>2</sup>を公布した。
- 改正以前は、金融庁長官が指定する株価指数として、日経平均株価、東証株価指数など12の指数が指定されていた。それに対して、改正内容は、金融庁長官が指定する株価指数として、以下の22の指数(下表太字部分)を加えることとした。

### 金融庁長官が指定する株価指数

改正後	改正前
①日経平均株価	①日経平均株価
②東証株価指数	②東証株価指数
③日経株価指数 300	③日経株価指数 300
④S&P/TOPIX 150	④S&P/TOPIX 150

<sup>1</sup> 金融庁 HP 参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20071219-4.html>)。

<sup>2</sup> 金融庁 HP 参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080207-3.html>)。

<p>⑤FTSE 日本指数</p> <p>⑥TOPIX Core 30</p> <p><b>⑦TOPIX 100</b></p> <p><b>⑧TOPIX Mid400</b></p> <p><b>⑨TOPIX Small</b></p> <p><b>⑩TOPIX-17 食品</b></p> <p><b>⑪TOPIX-17 エネルギー資源</b></p> <p><b>⑫TOPIX-17 建設・資材</b></p> <p><b>⑬TOPIX-17 素材・化学</b></p> <p><b>⑭TOPIX-17 医薬品</b></p> <p><b>⑮TOPIX-17 自動車・輸送機</b></p> <p><b>⑯TOPIX-17 鉄鋼・非鉄</b></p> <p><b>⑰TOPIX-17 機械</b></p> <p><b>⑱TOPIX-17 電機・精密</b></p> <p><b>⑲TOPIX-17 情報通信・サービスその他</b></p> <p><b>⑳TOPIX-17 電力・ガス</b></p> <p><b>㉑TOPIX-17 運輸・物流</b></p> <p><b>㉒TOPIX-17 商社・卸売</b></p> <p><b>㉓TOPIX-17 小売</b></p> <p><b>㉔TOPIX-17 銀行</b></p> <p><b>㉕TOPIX-17 金融(除く銀行)</b></p> <p><b>㉖TOPIX-17 不動産</b></p> <p>㉗東証電気機器株価指数</p> <p>㉘東証輸送用機器株価指数</p> <p>㉙東証銀行業株価指数</p> <p><b>㉚東証第二部株価指数</b></p> <p>㉛Russell/Nomura Small Cap Core インデックス</p> <p><b>㉜S&amp;P 日本新興株 100 指数</b></p> <p>㉝Dow Jones Industrial Average</p> <p>㉞Nasdaq-100 Index</p>	<p>⑤FTSE 日本指数</p> <p>⑥TOPIX Core 30</p> <p>⑦東証電気機器株価指数</p> <p>⑧東証輸送用機器株価指数</p> <p>⑨東証銀行業株価指数</p> <p>⑩Russell/Nomura Small Cap Core インデックス</p> <p>⑪Dow Jones Industrial Average</p> <p>⑫Nasdaq-100 Index</p>
--	---

○以上の改正を受けて、東京証券取引所などの金融商品取引所で新しいETFが上場されれば、投資家も新ETFを売買できることとなる。

○なお、このパブリックコメントに対しては、「東証 REIT 指数の ETF を追加して欲しい」という意見が寄せられた。金融庁はこれに対して、投資信託法における現物拋出型 ETF は、対象が株式に限定されていることから、現状では REIT 指数を指定することはできない、ということを断った上で、以下のように述べている。

金融庁としては、昨年 12 月 21 日に公表した「金融・資本市場競争力強化プラン」に記載しているとおり、平成 20 年上半期を目途に投資信託法関係政府令等を改正し、投資者保護上問題のない上場有価証券等について、現物拋出型の ETF の投資対象として認めるための方策を講じることを予定しています。

○また、「金融・資本市場競争力強化プラン」は、ETF を多様化<sup>3</sup>するために、株価指数連動型 ETF の多様化以外にも、商品先物等を投資対象とする ETF の解禁についても提言している。

○2007 年 12 月 18 日に発表された、金融審議会の「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国・金融資本市場の競争力強化に向けて～」<sup>4</sup>でも、ETF を多様化することが提言されており、たとえば、以下のように、ETF の株価指数の個別指定をやめ包括的に指定することが提言されている。

現行制度上、現物設定・現物交換型の投資信託の連動対象となる株価指数は、金融庁長官が個別に指定（告示）しているが、時機に応じた迅速な商品設定を可能とするため、適切な価格形成や相場操縦防止の観点から問題のない範囲で、対象となる株価指数を包括的に定めるなどの方策を講じることが適当である。

<sup>3</sup> ETF の多様化については、拙稿「ETF の抜本改革等に関する提言」（2008 年 1 月 25 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

<sup>4</sup> 金融庁 HP 参照（[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20071218-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html)）。